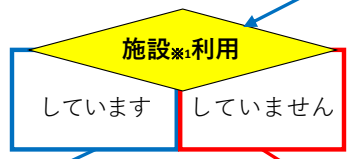
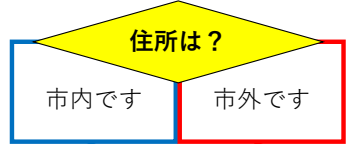


令和5年度 寒河江市届出保育施設等 保育料負担軽減補助金 申請フローチャート

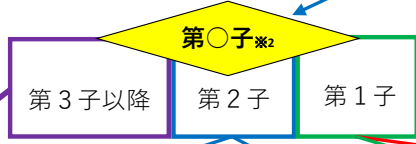
申請いただく児童について、利用施設および兄弟の有無、所得割課税額等により、補助額が異なります。本フローチャートを確認いただき、必要書類をダウンロードの上子育て推進課までご申請ください。

ここからスタート



※1「施設」とは
市内外問わず、
届出(認可外)保育施設
企業主導型保育施設
私立幼稚園の満3歳クラス

本補助金の
対象ではありません



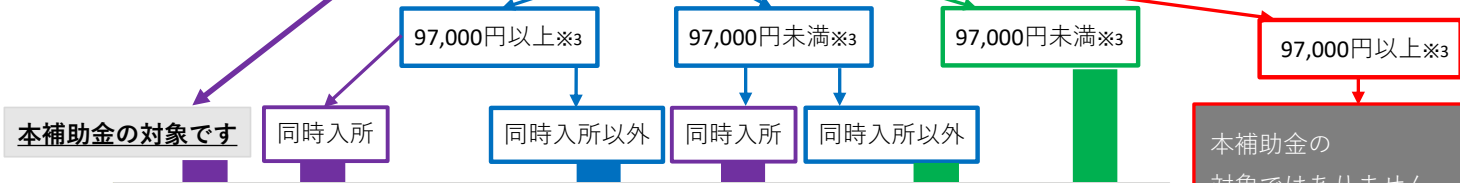
※2「第〇子」とは
申請児童について、生計を
一にする兄弟のうち上から
数えて何番目の児童か

本補助金の
対象ではありません

※3「97,000円以上(未満)」とは
申請児童の父・母（主たる扶養
義務者）の市町村民税所得割課税額
の合計額から算出した額。

ただし次の税額控除をする前
の額を用います。
・寄付金税額控除・外国税額控
除・配当控除・住宅借入金等特
別控除

なお、4月から8月分は令和4年度、
9月から翌年3月分は令和5年度
の税額を用いて判定します。



本補助金の対象です。補助額は以下に記載のとおりとなります。

補助額①

ひと月あたりの補助額：
実際に支払った保育料等の**全額**
※4

補助額②

ひと月あたりの補助額：
実際に支払った保育料等
(上限42,000円)の**半額**
※4

補助額③

ひと月当たりの上限額：**42,000円**
※4

※4 補助対象額には、延
長保育料、行事費、教材費
等は含みません。

【交付申請に必要な書類】

- 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）・・・裏面に振込先口座情報が確認できるものを添付してください（通帳の開いたところコピーなど）
- 保育の必要性に係る申出書（様式第2号）・・・【申請児童の父・母（その他の養育者）の保育の必要性に係る書類を添付】
- 在園証明書兼保育料受領証明書（様式第3号）・・・【利用施設からの証明書を添付】

※R4.1.1またはR5.1.1時点で寒河江市に住所がない方・・・令和4年度及び令和5年度（寒河江市で課税していない年度のもの）の
税額のわかるもの（課税証明書等）を添付してください